

○大和市環境を守り育てる基本条例

平成9年 12 月 22 日条例第 21 号

大和市環境を守り育てる基本条例

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、市域の中央を走る鉄道や道路による交通の便利な神奈川の中核都市として発展してきた。

しかし、人口の集中、産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、自動車の排出ガスによる大気の汚染、身近な自然である緑の減少、廃棄物の増大など都市生活型の環境問題が深刻化してきており、加えて、基地をめぐる様々な問題も存在している。

さらに、私たちの日常生活や事業活動を通じての便利さや豊かさの追求により、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模へと拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、限りある良好な環境の恵みを受け一方、私たちの日常生活や事業活動による影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

しかしながら、この健全で恵み豊かな環境の恵沢は、将来にわたって維持されなければならない。

私たちは、ここに改めて望ましい大和のまちや環境の姿、すなわち「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、連帯して努力していかなければならない。

このような認識の下、環境について深く理解するために学び、これまでの生活及び事業活動並びにそれらに連なる体系を見直し、並びに人、動物、植物などすべての生命の基盤である良好な環境の保全及び創造をしていくことに継続して取り組むため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来のすべての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての市民にとって、良好な環境を確保する上での重要な自らの問題でもあることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、及び自然環境を適正に保全する措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域を超えた広域的な取組を要する施策を策定し、及び実施するときは、国及び他の地方公共団体と協力し、その施策の推進に努めなければならない。

(施策の方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭を未然に防止すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水辺、樹林、農地等を適正に保全し、生態系に配慮した身近な自然を創出すること。

(3) 潤いと安らぎのある安全で快適な都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備及び地域の特性を生かした都市景観の形成を促進し、並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(4) 環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)と連携し、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、[大和市附属機関の設置に関する条例](#)(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮指針の策定)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関して理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めなければならない。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条に規定する環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(年次報告書)

第13条 市長は、毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監視、調査等の実施)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の実施に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年2月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 [大和市附属機関の設置に関する条例](#)(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

- 3 [大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例](#)(昭和 36 年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)